

利根保健医療圏

	【圏域の基本指標】 [県値] 人口総数 635,455 人 人口増加率 (H27～R2) △1.8% [1.1%] 年齢3区分別人口 〔 0～14歳 69,136 人(10.9%) [12.0%] 15～64歳 361,369 人(56.9%) [60.8%] 65歳～ 197,723 人(31.1%) [27.1%] 出生率 (人口千対) 5.1 [6.4] 死亡率 (人口千対) 11.5 [10.5]
	保 健 所 加須保健所・幸手保健所 圏 域 (市町村) 行田市・加須市・羽生市 久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町

取組名 健康づくり対策

【現状と課題】

本圏域内の三大疾患（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）の標準化死亡比（2017年～2021年の平均値）において、心疾患が男性102.6 女性109.3で県平均を上回っています。

急速な高齢化の進展に伴い、がん、心疾患などの生活習慣病患者や要介護者の増加などが懸念されます。高齢社会においては、健康で自立した生活を送ることができる期間、いわゆる健康寿命をできる限り伸ばしていくことが必要です。（2021年の当圏域の65歳健康寿命は、男性で18.11、女性20.81となっています。「埼玉県健康寿命算出ソフト：埼玉県衛生研究所」）

そこで、健康寿命の延伸のために、生活習慣病の発症を予防することや重症化を予防することが重要です。また、県民一人一人が生活習慣病の危険因子を正しく理解し、生活習慣病のリスクを高める生活習慣（栄養・食生活・身体活動・運動、休養・睡眠、口腔衛生、喫煙等）を改善し、健康づくりに取り組むことが大切です。

本圏域の特定健康診査の受診率（2021年度）の状況は39.2%と県平均38.2%に比べて良好なものとなっています。しかし、一方で、2019年のがん検診は胃がん・肺がん・乳がんの受診率で県平均を下回っています。

「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」

「健康を支え、守るための社会環境の整備」を目指し、関係機関が連携して取組を進めていくことが必要です。

◇ 三大疾患の標準化死亡比 (2017年～2021年の平均値)

	悪性新生物		心疾患		脳血管疾患	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
埼玉県	100	100	100	100	100	100
利根保健医療圏	96.4	96.2	102.6	109.3	101.0	99.0

「埼玉県健康指標総合ソフト：埼玉県衛生研究所」

◇ 特定健康診査（2021年度）、がん検診受診率（2019年度）の状況

	特定健診	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
埼玉県	38.2%	7.5%	6.2%	7.4%	14.0%	15.2%
利根保健医療圏	39.2%	6.7%	5.4%	8.1%	14.1%	14.8%

「特定健診・特定保健指導保険者別実施状況」、「2019年度地域保健・健康増進事業報告」

【施策の方向（目標）】

- ・ 健康寿命の延伸と健康格差のない地域の構築を目指します。
- ・ 生活習慣（栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、口腔衛生、喫煙等）を改善し、病気発症を予防する「一次予防」を推進します。
- ・ 多様な主体による健康づくりを推進します。
- ・ 生活習慣病の発症予防・重症化予防を推進するため、関係機関と連携した保健指導を進めていきます。
- ・ 特定健康診査、がん検診の受診率の向上に努め、特定保健指導の実施率向上を目指します。

【主な取組及び内容】

■ 健康づくりや生活習慣病予防に関する一次予防の推進

健康づくりや生活習慣病予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

ICTを活用した情報提供、ウェアラブル端末やアプリを活用し、民間事業者等と連携した健康づくりの取組み等を推進します。

〈実施主体：市町、医療保険者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、食生活改善推進団体〉

■ 禁煙支援・受動喫煙防止対策の推進

喫煙や受動喫煙のリスクについて周知し、喫煙率の減少、未成年の喫煙防止を推進します。

禁煙希望者に医療機関の禁煙外来を紹介し、受診について支援を推進します。

健康増進法に基づき、公共施設等の敷地内禁煙、民間施設・飲食店等の受動喫煙対策を推進します。

〈実施主体：市町、医療保険者、医師会、薬剤師会、医療機関、保健所〉

■ 多様な主体による健康づくりの推進

産官学を含めた様々な担い手の連携による健康づくりを推進します。

保険者・職域保健関係者と連携し、健康無関心者や働き盛り世代の健康づくりを推進します。

〈実施主体：市町、医療保険者、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関〉

■ 生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進

特定健康診査、がん検診の受診率の向上に努め、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図ります。さらにハイリスク者等には生活習慣改善のための保健指導を実施します。

〈実施主体：市町、医療保険者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関〉

■ 地域、学校、保育所等における食育の推進

地域、学校、保育所等における食育の取組を推進するため、食育関係者への情報提供や研修等を実施します。

〈実施主体：市町、保育所等、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、食生活改善推進団体〉